

黒石市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

令和5年3月 策定

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

黒石市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 東部地域（旧山形村、旧六郷村の一部）

（1）現況

市の東部に位置し、土地の約8割は森林・原野でおおわれた山間地帯である。八甲田山麓の沖揚平地区、田代平地区や厚目内地区においては、農地開発事業等によってほ場が造成され、レタス、にんじん、大根、ほうれんそう等が高冷地野菜として栽培されている。傾斜地においてはりんごの栽培、比較的傾斜の緩い山間部ではメロンやもも等の栽培も盛んである。浅瀬石川、十川及び中野川流域は稲作や転作によるりんご栽培が行われている。

本地域は振興山村地域（一部を除く。）に指定されており、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。また、農業用施設や農用地保全管理に対する担い手の負担を軽減することが必要である。

また、近年、大川原棚田指定地域における棚田の名前を付した農産物のブランド化や、高冷地域における緑肥の取組を実施していることもあり、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

（2）目標

（1）を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけるとともに、一部地域で同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 北部地域（旧六郷村の一部、旧黒石町・旧中郷村）

（1）現況

市の北部に位置し、平地となっている旧黒石町、旧中郷村の地域では水稻が主体で、ねぎ、トマト、夏秋いちご、野菜等を栽培し、東側の旧六郷村ではりんご

と水稲栽培の複合経営となっている。水田地帯のほ場整備はほぼ完了しているが、北側の十川に接する一部水田は低地のため、大雨による冠水が多く見られる。

本地域は、豊富な水資源等に恵まれ、良質な米や黒石りんごを生産している。今後とも安定的な農業振興を図るため、農業用施設や農用地を適切に保全管理することが必要である。また、地域内の東側に位置する山間部においては、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことも必要である。

近年、水稲及び大豆における有機農業の実践が行われていることもあり、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけるとともに、一部地域で同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 南部地域（旧浅瀬石村、旧尾上町及び旧黒石町の一部）

(1) 現況

市の南部に位置し、浅瀬石川の左岸に広がる優良農地を持つ水田地帯と東側斜面には樹園地がある。

本地域は、豊富な水資源等に恵まれ、良質な米や黒石りんごを生産しており、米の生産組合、集落営農組合では転作として小麦の作付が行われている。今後とも安定的な農業振興を図るため、農業用施設や農用地を適切に保全管理することが必要である。また、地域内の東側に位置する山間部においては、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことも必要である。

また、一部の平場における水稲においては、近年の消費者ニーズの多様化や環境に対する意識の高まりに対応することが必要である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけるとともに、一部地域で同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	東部地域	法第3条第3項第1号から第3号に掲げる事業
②	北部地域	法第3条第3項第1号から第3号に掲げる事業
③	南部地域	法第3条第3項第1号から第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

促進計画（別紙）

1. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

（1）対象農用地の基準

1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

- | | |
|----------|---|
| ①国が定めた地域 | 山形地区（旧山形村）
牡丹平地区（旧山形村） |
| ②県特認地域 | 浅瀬石地区（旧浅瀬石村）
六郷地区（旧六郷村）
上十川地区（旧六郷村） |

イ 対象農用地

（ア） 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

（イ） 自然条件により小区画・不整形な田

（ウ） 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地

（エ） 市町村長の判断によるもの

緩傾斜農用地については、田1/100 以上1/20 未満、畑、草地8 度以上15 度未満。勾配は、団地の主傾斜により地域指定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合は交付金の対象とする。

（オ） 青森県知事が地域の実態に応じて指定する地域

（2）対象者

認定農業者に準ずる者とは、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想や人・農地プランに定められた者など地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。